

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○不正競争防止法施行令（平成十三年政令第三百八十八号）	（抄）	1
○不正競争防止法（不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十一号）による改正後）	（平成五年法律第四十七号）（抄）	1
○商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）	（抄）	2
○商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）	（抄）	3
○商標法（不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十一号）による改正後）	（昭和三十四年法律第二百二十七号）（抄）	4
○特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）	（抄）	6
○特許法（不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十一号）による改正後）	（昭和三十四年法律第二百二十一号）（抄）	8
○関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）	（抄）	9
○関税法（不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十一号）による改正後）	（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）	10
○特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）	（抄）	12
○標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書（平成十一年条約第十八号）	（抄）	14
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）	（抄）	14
○不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十一号）	（抄）	14

○不正競争防止法施行令（平成十三年政令第三百八十八号）（抄）

（技術上の秘密の内容）

第一条 不正競争防止法（以下「法」という。）第五条の二の政令で定める情報は、情報の評価又は分析の方法（生産方法に該当するものを除く。）とする。

（技術上の秘密を使用したことが明らかな行為）

第二条 法第五条の二の政令で定める行為は、法第二条第一項第十号に規定する技術上の秘密（情報の評価又は分析の方法（生産方法に該当するものを含む。）に係るものに限る。）を使用して評価し、又は分析する役務の提供とする。

○不正競争防止法（不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十一号）による改正後）（平成五年法律第四十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一 九（略）

十 第四号から前号までに掲げる行為（技術上の秘密（営業秘密のうち、技術上の情報であるものをいう。以下同じ。）を使用する行為に限る。以下この号において「不正使用行為」という。）により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為（当該物を譲り受けた者（その譲り受けた時に当該物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）が当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為を除く。）

十一 二十二（略）

2 11（略）

（技術上の秘密を取得した者の当該技術上の秘密を使用する行為等の推定）

第五条の二 技術上の秘密（生産方法その他政令で定める情報に係るものに限る。以下この条において同じ。）について第二条第一項第四号、第五号又は第八号に掲げる不正競争（営業秘密を取得する行為に限る。）があった場合において、その行為をした者が当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産その他技術上の秘密を使用したことが明らかな行為として政令で定める行為（以下この条において「生産等」という。）をしたときは、その者は、それぞれ当該各号に掲げる不正競争（営業秘密を使用する行為に限る。）として生産等をしたものと推定する。

2 14（略）

(適用除外等)

第十九条 第三条から第十五条まで、第二十一条及び第二十二条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

一七(略)

八 第二条第一項第十号に掲げる不正競争 第十五条第一項の規定により同項に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

九・十
(略)

2
(略)

○商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）（抄）

(政令で定める特徴)

第一条 商標法第四條第一項第十八号及び第二十六條第二項第五号の政令で定める特徴は、立体的形状、色彩又は音（役務にあつては、役務の提供の用に供する物の立体的形状、色彩又は音）とする。

(商標登録の査定の間)

第三条 商標法第十六条（同法第五十五条の第二項（同法第六十条の第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、同法第五条の第二項又は第四項（これらの規定を同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により認定された商標登録出願の日（当該商標登録出願が同法第十五条第三号に該当する旨の拒絶の理由を審査官が通知した場合で手続の補正により同号に該当しなくなつたときにあつてはその補正について手続補正書を提出した日、当該商標登録出願が次の各号に掲げる規定の適用を受けるときにあつてはこれらの規定の適用がないものとした場合における商標登録出願の日）から一年六月とする。

一 商標法第九條第一項、第十條第二項（同法第十一條第六項、第十二條第三項、第六十五條第三項及び第六十八條第一項において準用する場合を含む。）又は第六十八條の三十二第二項（同法第六十八條の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定

二 商標法第十七条の二第二項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定

2 前項の規定にかかわらず、商標法第六十八条の九第一項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定に係る同法第十六条の政令で定める期間は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書第三条の三に規定する領域指定の通報が行われた日（商標法第六十八条の三第一項に規定する国際事務局から同法第六十八条の九第一項に規定する国際登録簿に登録された事項についての更正の通報で経済産業省令で定めるものが行われた場合であつて、当該更正の通報に係る事項について拒絶の理由を審査官が通知するときは、当該更正の通報が行われた日）から一年六月とする。

（特許法施行令の準用）

第七条 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第一条（第二号及び第三号を除く。）（在外者の手続の特例）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、書換登録の申請、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録に関する手続に準用する。

2 特許法施行令第四条から第六条まで（審査官、審判官及び審判書記官の資格）の規定は、審査官、審判官及び審判書記官の資格に準用する。

○商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）（抄）

（登録事項）

第一条 商標に関する登録は、商標法第七十一条第一項各号（同法第六十八条の二十七第一項において読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事項及び同法附則第二十六条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する事項のほか、次に掲げる事項についてする。

一 登録異議の申立てについての確定した決定

二 商標法第四十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二

第一項、第五十三条第一項、第五十三条の二（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）若しくは附則第十四条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）又は商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号。以下「平成八年改正法」という。）附則第十七条第一項の審判の確定審決

三 再審の確定した決定又は確定審決

2 商標法第六十八条の二十第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）に関する登録は、前項に規定する事項のほか、国際登録に基づく商標権に係る同法第六十八条の九第一項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に登録された事項についてする。

（更正）

第九条の五 特許庁長官は、第一条第二項の規定により登録すべき事項（同条第一項に規定する事項を除く。以下この条において「国際登録事項」という。）の登録を完了した後、その登録の基礎とした商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録について同法第六十八条の三第一項に規定する国際事務局から国際登録簿に登録された事項に係る更正の通報で経済産業省令で定めるものがあつたときは、遅滞なく、当該国際登録事項を更正しなければならない。

○商標法（不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十一号）による改正後）（昭和三十四年法律第二百二十七号）（抄）

（商標登録を受けることができない商標）

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

一～七 （略）

八 他人の肖像若しくは他人の氏名（商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名に限る。）若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他の他人の承諾を得ているものを除く。）又は他人の氏名を含む商標であつて、政令で定める要件に該当しないもの

九～十九 （略）

2～4 （略）

（商標登録の査定）

第十六条 審査官は、政令で定める期間内に商標登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、商標登録をすべき旨の査定をしなければならない。

（国際登録出願）

第六十八条の二 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する外国人であつて標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書（以下「議定書」という。）第二条(1)に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）を受けようとする者は、特許庁長官に次の各号のいずれかを基礎とした議定書第二条(2)に規定する出願（以下「国際登録出願」という。）をしなければならない。この場合において、経済産業省令で定める要件に該当するときには、二人以上が共同して国際登録出願をすることができる。

一 特許庁に係属している自己の商標登録出願又は防護標章登録出願（以下「商標登録出願等」という。）

二 自己の商標登録又は防護標章登録（以下「商標登録等」という。）

254 （略）

5 国際登録出願を電磁的方法（政令で定めるものを除く。）によりしようとする者は、実費を勘案して政令で定める額に相当する額を議定書第二条(1)に規定する国際事務局（以下「国際事務局」という。）に納付しなければならない。

（領域指定による商標登録出願）

第六十八条の九 日本国を指定する領域指定は、議定書第三条(4)に規定する国際登録の日（以下「国際登録の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。ただし、事後指定の場合は、議定書第三条の三(2)の規定により国際登録に係る事後指定が議定書第二条(1)に規定する国際事務局の登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記録された日（以下「事後指定の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。

2 （略）

（手数料）

第七十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納付しなければならない。

一 第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

二 第十七条の二第二項（第六十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の四、第四十一条第二項、第四十一条の二第二項、第四十三条の四第三項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、第六十五条の八第三項若しくは次条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は次条第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

三 第六十八条の二（第五項を除く。）の規定により特許庁長官に国際登録出願をする者

四 第六十八条の四の規定により特許庁長官に事後指定をする者

五 第六十八条の五の規定により特許庁長官に国際登録の存続期間の更新の申請をする者

六 第六十八条の六の規定により特許庁長官に国際登録の名義人の変更の記録の請求をする者

七 商標登録証又は防護標章登録証の再交付を請求する者

八 第七十二条第一項の規定により証明を請求する者

九 第七十二条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

十 第七十二条第一項の規定により書類又は第五条第四項の物件の閲覧又は謄写を請求する者

十一 第七十二条第一項の規定により商標原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する

者

2、9 (略)

○特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（抄）

（資力を考慮して定める要件）

第一条の二 特許法第九十五条の二の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 個人にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、次のいずれかに該当すること。

イ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていること。

ロ 市町村民税（特別区民税を含む。）が課されていないこと（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。）。

ハ・ニ (略)

二 (略)

（国際登録に基づく商標権の個別手数料）

第三条の二 商標法第六十八条の三十第一項の六千円を超えない範囲内で政令で定める額は二千七百円とし、同項の四万七千九百円を超えない範囲内で政令で定める額は四万五千五百円とする。

2 商標法第六十八条の三十第二項の政令で定める額は、四万三千六百円とする。

（商標法関係手数料）

第四条 商標法第七十六条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金	額
一	商標法第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき四千二百円	
二	商標法第十七条の二第二項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の四、商標法第四十一条第二項、第四十一条の二第二項、第四	一件につき二千二百円	

	十三条の四第三項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第六十五条の八第三項若しくは同法第七十七条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五十条第一項の規定による期間の延長又は商標法第七十七条第一項において準用する特許法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者	
三	商標法第六十八条の二の規定により特許庁長官に国際登録出願をする者	一件につき九千円
四	商標法第六十八条の四の規定により特許庁長官に事後指定をする者	一件につき四千二百円
五	商標法第六十八条の五の規定により特許庁長官に国際登録の存続期間の更新の申請をする者	一件につき四千二百円
六	商標法第六十八条の六の規定により特許庁長官に国際登録の名義人の変更の記録の請求をする者	一件につき四千二百円
七	商標登録証又は防護標章登録証の再交付を請求する者	一件につき四千六百円
八	商標法第七十二条第一項の規定により証明を請求する者	一件につき千四百円（電子証明請求者にあつては、千五百円）
九	商標法第七十二条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者 イ 商標原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者 ロ 商標原簿以外の書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき三百五十円 一件につき千四百円
十	商標法第七十二条第一項の規定により書類又は同法第五条第四項の物件の閲覧又は謄写を請求する者 イ 商標原簿の閲覧又は謄写を請求する者 ロ 商標原簿以外の書類又は商標法第五条第四項の物件の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき三百円 一件につき千五百円

十一	商標法第七十二条第一項の規定により商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき千円（電子書類交付請求者にあつては、八百円）
----	---	-----------------------------

2・3 (略)

○特許法（不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十一号）による改正後）（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）
 第九十九条の二（略）

2 前項の「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

九 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であつて、常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下のもの

3 (略)

(出願審査の請求の手数料の減免)

第百九十五条の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができ。ただし、当該者のうち経済的困難その他の事由により出願審査の請求の手数料を納付することが特に困難であると認められる者として政令で定める者以外の者に対しては、政令で定める件数を限度とする。

第百九十五条の二の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて、第百九条の二第一項の政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。ただし、当該者のうち第百九条の二第三項に規定する試験研究機関等その他の研究開発及び技術開発を行う能力又は産業の発達に対する寄与の程度が特に高いと認められる者として政令で定める者以外の者に対しては、政令で定める件数を限度とする。

○関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（抄）

(輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求めの手續)

第六十二条の十 法第六十九条の七第一項（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）の規定による求め（以下この条及び次条第一項各号において「意見照会請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の七第一項に規定する特許権者等である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に掲げる行為（同法第十九条第一項第七号（適用除外等）に定める行為を除く。以下この条並びに次条第一項各号及び第二項において同じ。）を組成したものと認める物の具体的態様を明らかにする資料を、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の七第一項に規定する輸出者である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成していないものとして認める物の具体的態様を明らかにする資料を添えて、税関長に提出しなければならない。

一〇四 (略)

(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求めの手續)

第六十二条の二十七 法第六十九条の十七第一項（輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）の規定による求め（以下この条及び

次条第一項各号において「意見照会請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する特許権者等である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に掲げる行為（同法第十九条第一項第七号（適用除外等）に定める行為を除く。以下この条並びに次条第一項各号及び第二項において同じ。）を組成したものと認める物の具体的態様を明らかにする資料を、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する輸入者である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成していないものとして認める物の具体的態様を明らかにする資料を添えて、税関長に提出しなければならない。

一～四（略）

○関税法（不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十一号）による改正後）（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（輸出してはならない貨物）

第六十九条の二 次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

一～三（略）

四 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで、第十号、第十七号又は第十八号（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第六号まで、第八号又は第十号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

2・3（略）

（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）

第六十九条の七 特許権、実用新案権若しくは意匠権を侵害する貨物又は不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に掲げる行為（同法第十九条第一項第八号（適用除外等）に定める行為を除く。以下この項及び第九項において同じ。）を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られたときは、これらの貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者又は不正競争差止請求権者（同法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。以下この項、第九項及び第六十九条の十第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）又は輸出者（当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者をいう。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、当該特許権者等が第六十九条の三第一項（輸出してはならない貨物に係る

る認定手続）の規定による通知を受けた日（以下この項及び第六十九条の十第二項において「通知日」という。）から起算して十日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過する日（第六十九条の十第一項及び第二項において「十日経過日」という。）までの期間（その期間の満了する日前に当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該特許権者等及び当該輸出者に通知したときは、通知日から起算して二十日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過する日（第六十九条の十第一項において「二十日経過日」という。）までの期間）内は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等（不正競争差止請求権者を除く。）の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては技術的範囲等（特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七十条第一項（特許発明の技術的範囲）（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第二十六条（特許法の準用）において準用する場合を含む。）に規定する技術的範囲又は意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十五条第一項（登録意匠の範囲等）に規定する範囲をいう。第九項及び第六十九条の九（輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）において同じ。）について特許庁長官の意見を聴くことを、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等（不正競争差止請求権者に限る。）に係る不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては当該認定手続に係る貨物が同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについて経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができる。

2・10 （略）

（輸入してはならない貨物）

第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一 九の二 （略）

十 不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで、第十号、第十七号又は第十八号（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第六号まで、第八号又は第十号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

2・3 （略）

（輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）

第六十九条の十七 特許権、実用新案権若しくは意匠権を侵害する貨物又は不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に掲げる行為（同法第十九条第一項第八号（適用除外等）に定める行為を除く。以下この項及び第九項において同じ。）を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られたときは、これらの貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者又は不正競争差止請求権者（同法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。以下この項、第九項及び第六十九条の二十第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手

続を取りやめることの求め等)において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)又は輸入者(当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者をいう。以下この条において同じ。)は、政令で定めるところにより、当該特許権者等が第六十九条の十二第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)の規定による通知を受けた日(以下この項及び第六十九条の二十第二項において「通知日」という。)から起算して十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過する日(第六十九条の二十第一項及び第二項において「十日経過日」という。)までの期間(その期間の満了する日前に当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該特許権者等及び当該輸入者に通知したときは、通知日から起算して二十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。))を経過する日(第六十九条の二十第一項において「二十日経過日」という。)までの期間)内は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等(不正競争差止請求権者を除く。)の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては技術的範囲等(特許法第七十条第一項(特許発明の技術的範囲)(実用新案法第二十六条(特許法の準用))において準用する場合を含む。))に規定する技術的範囲又は意匠法第二十五条第一項(登録意匠の範囲等)に規定する範囲をいう。第九項及び第六十九条の十九(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)において同じ。)について特許庁長官の意見を聴くことを、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等(不正競争差止請求権者に限る。))に係る不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては当該認定手続に係る貨物が同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについて経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができる。

2310 (略)

○特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)(抄)

(資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して定める者)

第十条 特許法第九十九条の二第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 申請日において、次のいずれかに該当する者(次号から第六号までに掲げる者に該当する者を除く。)

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(ロにおいて「大学」という。)の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同条に規定する高等専門学校(ロにおいて「高等専門学校」という。))の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人(ロにおいて「大学共同利用機関法人」という。))の長若しくはその職員

のうち専ら研究に従事する者

ロ 大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

ハ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第五条第二項に規定する承認事業者

ニ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ホにおいて同じ。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。ホにおいて同じ。）であつて、別表に掲げるもの

ホ 別表に掲げる独立行政法人又は特殊法人における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る当該独立行政法人又は当該特殊法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者

ヘ 公設試験研究機関（地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。）であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。）を設置する者

ト 試験研究地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人以外のものであつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。）

四 申請日において、次のいずれかに該当する事業者（第六号に掲げる者に該当する者を除く。）

イ 常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、五人。ロにおいて同じ。）以下である個人

ロ 常時使用する従業員の数が二十人以下である法人（当該法人に対し中小事業者以外の法人が特定支配関係を持つている場合における当該法人を除く。）

五 申請日において、次のいずれかに該当する事業者（次号に掲げる者に該当する者を除く。）

イ その事業を開始した日以後十年を経過していない個人

ロ 特定法人であつて、その設立の日以後十年を経過していないもの（以下このロにおいて「創業特定法人」という。）（当該創業特定法人に対し特定法人以外の法人が特定支配関係を持つている場合における当該創業特定法人を除く。）

六 申請日において、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第八十六条に規定する認定福島復興再生計画に基づき同法第七条第六項に規定する福島国際研究産業都市区域において事業を行う中小事業者（その特許発明又は発明が当該事業の成果に係るもの（当該認

定福島復興再生計画に期間の定めがある場合にあつては、当該期間の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該事業を行う者に限る。）

○標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書（平成十一年条約第十八号）（抄）

第三条の三 領域指定

- (1) 国際出願に際しては、国際登録による標章の保護の効果が及ぶ領域としていずれの締約国を指定するかを特に記載する。
- (2) 領域指定は、標章の国際登録の後においても行うことができる。この領域指定は、規則に定める様式に従って行う。国際事務局は、領域指定を直ちに記録し、当該領域指定を関係官庁に対し遅滞なく通報する。記録された領域指定は、国際事務局が定期的に発行する公報に掲載する。領域指定は、当該領域指定が国際登録簿に記録された日から効力を生じ、当該領域指定に係る国際登録の存続期間の満了によりその効力を失う。

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「電子情報処理組織」とは、特許庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、特許出願その他の工業所有権に関する手続（以下単に「手続」という。）をする者又はその者の代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。ただし、第十三条第二項及び第三項においては、特許庁の使用に係る電子計算機と、同条第二項に規定する情報の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2・3 （略）

○不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年六月十四日法律第五十一号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中特許法第百八十四条の九第五項の改正規定、同法第百八十六条第一項及び第二項の改正規定並びに同法第百九十一条第一項及び

第二項の改正規定、第三条中実用新案法第五十五条第一項の改正規定、第四条中意匠法第六十三条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第三条及び第七条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条中特許法第四十三条第二項から第九項までの改正規定、同法第四十四条第四項の改正規定及び同法第六十四条の二第一項第二号の改正規定、第三条中実用新案法第十条第八項の改正規定、第四条中意匠法第四条第三項の改正規定、同法第十条の二第三項の改正規定及び同法第六十条の七第一項の改正規定、第五条中商標法第二条第三項第七号の改正規定、同法第十条第三項の改正規定、同法第十三条第一項の改正規定、同法第六十八条の二に一項を加える改正規定、同法第六十八条の三第一項の改正規定、同法第六十八条の十六第一項の改正規定及び同法第七十六条第一項第三号の改正規定、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第八条第一項から第四項までの改正規定、同法第十条に一項を加える改正規定並びに同法第二十四条第一項及び第二項第四号の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第五条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条第二項の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日